

平成21年5月11日

各位

会社名 株式会社エイジス
代表者の役職名 代表取締役社長 斎藤 昭生
(JASDAQ コード番号 4659)
問い合わせ先 取締役経営企画室長
山根 洋行
TEL 043-350-0888

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたこと等を機に、現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

ただし、会社法第221条により、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

- ③ 上記のほか、規定内容の明確化を目的とした表現の変更、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)(予定)

以上

(別 紙)

(下線の部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第2章 株 式 (株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条 〃 (条文省略) 第29条 第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任免除) 第30条 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第31条 〃 (条文省略) 第40条 第6章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第41条 当社は会計監査人との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第2章 株 式 (削 除) (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規程) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第11条 〃 (現行どおり) 第28条 第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第29条 当社は<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> 第30条 〃 (現行どおり) 第39条 第6章 会計監査人 (会計監査人の責任限定契約) 第40条 当社は<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、会計監査人との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第42条 (条文省略) 第45条 (新 設)	第41条 (現行どおり) 第44条 (附則) 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務 取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載ま たは記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱 わせ、当会社においては取り扱わない。 第 2 条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法 令または定款に定めるもののほか、取締役会にお いて定める株式取扱規程による。 第 3 条 附則第 1 条から本条までの規定は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。

以 上